

お問い合わせ先

地域の裁量を重視する観点等から、「元気な地域づくり計画」の承認は都道府県知事が行うことになっておりますが、事業内容等ご不明の点がございましたら、お気軽にお近くの地方農政局等にもお問い合わせください。

東北農政局

住 所: 仙台市青葉区本町3-3-1
担当部局: 整備部 地域整備課 中山間指導係
電話番号: 022-263-1111(内4461)

関東農政局

住 所: さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
担当部局: 整備部 地域整備課 山村振興係
電話番号: 048-600-0600(内3418)

北陸農政局

住 所: 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
担当部局: 整備部 地域整備課 中山間指導係
電話番号: 076-263-2161(内3577)

東海農政局

住 所: 名古屋市中区三の丸1-2-2
担当部局: 整備部 地域整備課 山村振興係
電話番号: 052-201-7271(内2682)

近畿農政局

住 所: 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
担当部局: 整備部 地域整備課 山村振興係
電話番号: 075-451-9161(内2566)

中国四国農政局

住 所: 岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
担当部局: 整備部 地域整備課 山村振興係
電話番号: 086-224-4511(内2652)

九州農政局

住 所: 熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎
担当部局: 整備部 地域整備課 山村振興係
電話番号: 096-353-3561(内4673)

沖縄総合事務局

住 所: 那覇市前島2-21-7
担当部局: 農林水産部 経営課 地域振興係
電話番号: 098-866-0031(内362)

農林水産省

住 所: 千代田区霞が関1-2-1
担当部局: 農村振興局 整備部 地域整備課 企画係
電話番号: 03-3508-8111(内4960)

* 個々の事業の実施基準等については実施要綱・実施要領等をご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/nouson/sub/koufukin.html>

元気な地域づくり交付金

～ 地域の創意と工夫を活かした「元気な地域づくり」の支援 ～



元気な地域づくり交付金とは

地域産業の核である農林水産業の振興を柱として、農地・用水、人材、自然環境、景観、文化、歴史など多様で豊富な地域資源を地域の創意と工夫により有効に活用した「元気な地域づくり」を推進するため、農山漁村の活性化に資する各種施策を総合的に支援します。

農山漁村の活性化に資する事業の幅広いメニューを助成対象

農村の振興

情報化の推進や景観の保全など、農業・農村の活性化に資する施設整備を通じた地域づくりを支援



グリーン・ツーリズム、都市農業の振興

グリーン・ツーリズムや都市農業の振興に向けた市民農園などの交流・ふれあい施設等の整備を支援



農業生産の基盤の整備

地域の創意工夫を活かした、きめの細かい生産基盤の整備・保全等を支援



中山間地域等の振興

地域の担い手の確保、棚田地域の保全、多様な地域産業の振興など、個性ある地域づくりを支援



地域提案メニュー

地域が目標達成に必要であると提案し、都道府県知事が認めた独創的な取り組みを支援

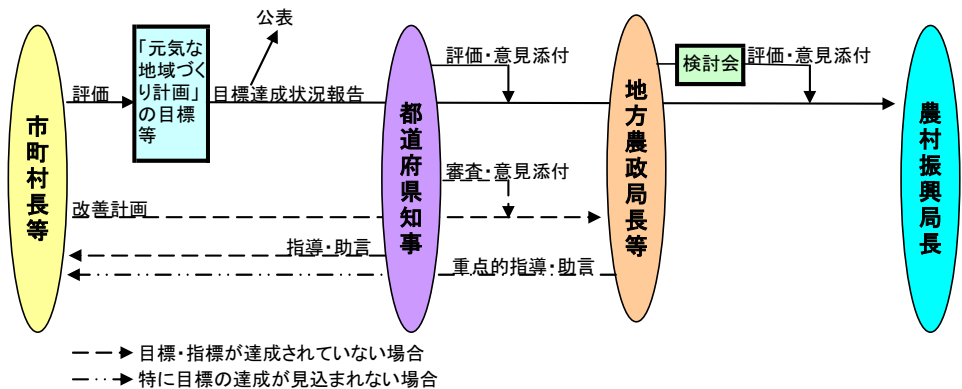
地域の創意工夫による元気あふれる農山漁村の実現

事後評価とは

「入り口重視から出口重視」の観点から、元気な地域づくり計画の策定主体の市町村等には「元気な地域づくり計画」の目標年度及び中間点検での達成状況を確認していただきます。

【事後評価】

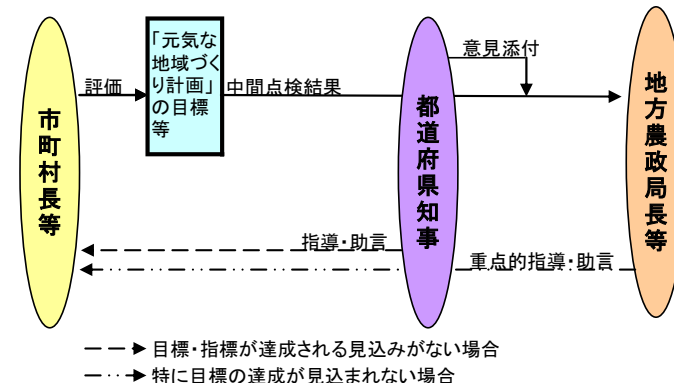
計画期間終了の次年度当初に実施。



指導措置をもっても改善の兆しがない場合、改善が見込まれるまでの間、同一市町村に対する交付金の交付を見合わせる場合があります。

【中間点検】

計画期間が4年以上ある場合、3年度目の年度末に実施。



計画期間内に目標達成が見込まれない場合、当該計画に係る交付金の残額の交付を見合わせるもあります。

元気な地域づくり計画とは

元気な地域づくり交付金の交付を希望する市町村等は、3～5年後の地域のめざす姿を、地域独自の視点から数値目標の形で明確化する「元気な地域づくり計画」を作成していただきます。

〇〇地区元気な地域づくり計画(イメージ)

テーマ

四季を通じて都市住民が訪れることのできる魅力ある郷づくり

目標

住民参加型活動の促進
地域に訪れる都市住民をターゲットにした新たな特産品の開発

テーマ及び目標設定の考え方もあわせて記載してください

指標(数値目標)

……………国があらかじめ提示する「必須指標」と、必要に応じて地域が独自に設定する「地域設定指標」を作成して下さい。

遊休農地の解消面積(必須指標)	5ha
地域農産物の販売額の増加率(必須指標)	30%
都市住民ボランティアの登録人数(地域設定指標)	100人増

施策

……………事業期間は原則1～3年間、やむを得ない場合等5年間まで可

遊休農地を解消するためにボランティアを募集 (基幹メニュー) 【農業生産の基盤の整備】
 特産品を開発し、訪れる方に提供する施設の整備 (基幹メニュー) 【中山間地域等の振興】
 都市住民が農作業を行うための農業機械の導入 (地域提案メニュー)
 地元組織の法人化に向けた取り組みへの支援 (関連事業)

その他計画に対する住民意見の配慮状況等を記載します。なお、計画は公表してください。

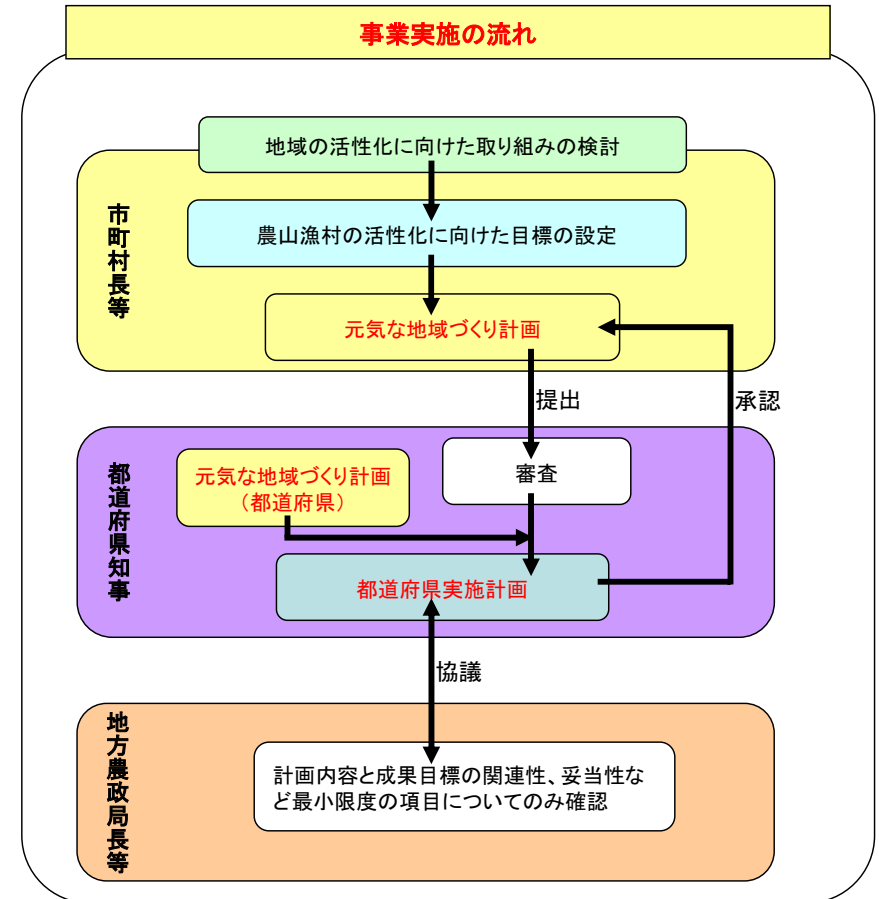
元気な地域づくり計画の計画主体は、市町村、都道府県です。

元気な地域づくり計画の承認は都道府県知事が行います。地方農政局等は計画内容と成果目標の関連性、妥当性など最小限度の項目についてのみ確認を行います。

元気な地域づくり計画に記載した「目標・指標」を変更もしくは廃止や追加する場合は、地方農政局への協議が必要です。

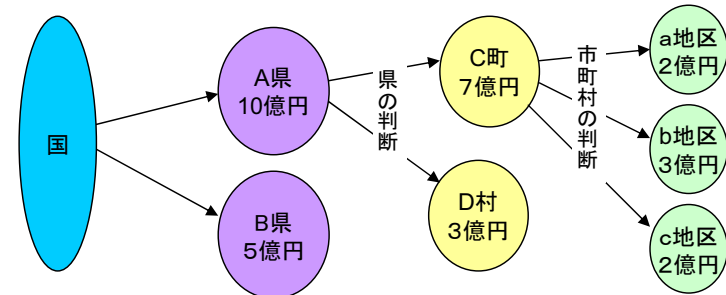
元気な地域づくり計画に記載した「事業期間」を延長する場合、「計画地域の区域」を変更する場合、「事業内容」を新設したり追加する場合は地方農政局等への報告が必要です。

事業実施の流れ



国は、都道府県実施計画に掲げられた指標ごとの目標水準等を踏まえ、元気な地域づくり計画の順位付けを行い、配分枠を提示しますが、各メニュー間・地区間の配分は地方の裁量によります。

【例】



基幹メニュー

【農村の振興】

メニュー	
美の田園復興	良好な農村景観の再生・保全に資する土地改良施設等の改修 ・農地及び土地改良施設 ・生活環境施設 ・周辺施設
情報基盤整備	情報通信ネットワークを構築及びケーブルテレビ施設の整備 ・地域情報センター施設の構築又は改築 ・情報検索・送出装置、画像符号化設備及び伝送設備の設置又は改造・更新 ・線路設備、監視装置及び測定器の設置又は改造・更新
【事業実施主体】 都道府県、市町村、一部事務組合、農業協同組合 等	
【交付率】 定額(1/2以内、1/3以内 等)	

【グリーン・ツーリズム、都市農業の振興】

メニュー	
やすらぎ空間整備	・都市農村交流促進施設 ・市民農園 ・廃校・廃屋改修交流施設 ・水辺修景・景観保全施設
都市農業振興条件整備	都市交流基盤整備 ・土地基盤整備 ・農村生活環境基盤整備 ・農村交流基盤整備 都市農業共生・対流推進条件整備 ・簡易な基盤整備 ・ふれあい・交流施設整備 ・防災設備整備 ・都市農地保全整備 ・市民農園等整備 都市農業維持保全条件整備 ・農業用排水施設等の改修 ・防災施設
【事業実施主体】 都道府県、市区町村、農業協同組合、PFI事業者、NPO法人 等	
【交付率】 定額(1/2以内 等)	

地域提案メニュー

メニュー	
基幹メニュー以外の施策であって、必須指標及び地域設定指標の達成に真に必要な施策として都道府県知事が認めたもの。	
【交付率】 (基幹メニューを補完する位置づけで行われる取組) 基幹メニューの交付率 (その他、目標の達成に必要と認められる取組) 定額(4/10以内 等)	

【農業生産の基盤の整備】

メニュー	
遊休農地解消対策活動促進支援	・指導・助言活動 ・啓発普及活動
遊休農地再生活動実践スタート支援	・調査活動 ・調整活動
援農ボランティア活動支援	・ボランティアの募集 ・説明会の開催 ・研修会の開催 ・ボランティアの実践活動
遊休農地活用土地条件整備	・障害物の撤去 ・深耕、整地、客土 ・暗きょ排水、かんがい排水 ・農道の整備 ・土壌改良剤の投入 ・市民農園区画及び付帯施設の整備 ・自主的再生整備 ・有害獣進入防止柵の設置
基盤整備促進	農業生産基盤整備 ・農業用排水施設、暗きょ排水 ・農道、客土、区画整理、土壌改良、交換分合 ・農地造成、農用地保全 農村生活環境基盤整備 ・営農飲雑用水施設 ・農業集落道 ・防災安全施設 農業経営高度化支援 ・高度土地利用調整支援 ・高度経営体集積促進支援 ・耕地利用高度化推進支援 ・地形図作成 農用地等集団化 ・換地計画 ・集落整備地域換地設計 ・経営体育成促進換地等調整 ・交換分合 ・交換分合付帯農道等整備
地域環境保全型農業推進	農業生産基盤整備 ・農業用排水施設、暗きょ排水 ・農道、客土、区画整理、土壌改良、交換分合 ・土壌浸食防止 ・肥培かんがい施設 ・農用地の改良又は保全 ・土づくり施設整備 水質保全施設整備 ・浄化処理施設 ・農業集落排水施設 ・営農飲雑用水施設 ・生態系保全施設 効果検証・情報発信体制整備 ・産地管理施設 ・情報発信体制整備
田園自然環境保全	環境創造型整備 ・生態系保全施設 ・景観保全施設 地域資源保全整備 ・土地改良施設保全 ・農地保全 ・農業生産基盤 ・生活環境基盤施設 地域住民生活活動促進環境整備 ・交流活動基盤施設 ・土地改良施設等周辺環境 戦略的畑地農業振興整備 ・既存の基盤ストックの補完的・追加的整備 農地情報整備 ・整備された農地・農業用施設等の農地情報の整備
【事業実施主体】 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業者等の組織する団体 等	
【交付率】 定額(1/2相当、土地改良法に基づく補助率相当 等)	

【中山間地域等の振興】

メニュー	
農村漁業の振興	農業生産基盤整備 ・区画整理 ・農用地造成改良 ・かんがい排水 ・農道及び連絡農道 ・農地等防災 農業生産施設整備 ・新規作物導入支援施設 ・育苗施設 ・穀類等乾燥調製貯蔵施設 ・乾燥調製施設 ・農林水産物集出荷貯蔵施設 ・農林水産物処理加工施設 ・農林水産物直売・食材供給施設 ・地域資源循環活用施設 ・農林水産物運搬施設 ・飲雑用水等配管施設 ・高生産性農業用機械施設 ・農業経営改善安定機械施設 ・農林業基盤整備用機械 ・新規就農者技術習得管理施設
就業所得機会の創出 山村と都市との交流促進	林業生産基盤整備 ・林道・作業路の開削改良 林業生産施設整備 ・林業機械施設 ・特用林産物生産施設 ・木材利活用促進施設 漁業生産施設整備 ・種苗生産・養殖施設 ・水揚荷さばき施設 ・水産物冷蔵・保管施設 地域資源活用起業化施設 多面的交流促進施設整備 ・地域資源活用総合交流促進施設 ・体験農園施設 文化教育交流促進施設整備 ・子供等自然環境知識習得施設
里地棚田・自然景観等の保全推進	農林土地利用・保全管理促進施設整備 ・小規模農林地等整備 ・総合鳥獣被害防止施設 集落機能・自然景観保全施設整備 ・景観保全定住促進施設整備 ・農山村景観・自然環境保全施設 里地棚田保全整備 ・農業生産基盤整備 ・土地改良施設等保全整備 ・保全活動基盤整備
定住促進生活環境の整備	・集落道 ・簡易給水施設 ・簡易排水施設
高齢者・女性等生きがいの発揮促進	・高齢者等活動・生活支援促進機械施設 ・女性・若者等活動促進施設 ・健康管理等情報連絡施設
先進的な施設等整備	・経営的、技術的に斬新なもの
【事業実施主体等】 (対象地域) 山村振興法のほか、特定農山村法、過疎法、半島振興法及び離島振興法により指定された地域 等 (事業実施主体) 市町村、都道府県、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、第3セクター、PFI事業者 等	
【交付率】 定額(1/2以内 等)	



地域提案メニューに係る交付額の上限は、都道府県ごとに交付額(新規承認計画)の2割以内です。

上記メニュー以外に、整備事業を効率的かつ効果的に実施するために必要な企画・調整・調査等の活動も交付の対象となります(交付率:定額(1/2以内))。交付額の上限は、都道府県ごとに交付額(遊休農地対策のソフト活動経費を除く)の1割以内です。